



3文ス第1875号
令和4年2月4日

公益財団法人福島県体育協会 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者・濃厚接触者の職場復帰時等の取扱いについて (通知)

このことについて、厚生労働省、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部より、下記の事項の通知がありましたので、お知らせします。(別紙参照)

つきましては、貴団体におかれましても、関係機関へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 通知の概要

- (1) 保健所における就業制限の解除について、退院、または宿泊療養、自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこと。
- (2) 就業制限の解除について、職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要は無いこと。
- (3) 濃厚接触者の待機時間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

2 その他

濃厚接触者等の取扱いについては、まずは、以下の県庁ホームページを御覧いただきますようお願いいたします。外部からの電話によるお問い合わせは、一般相談センター(0120-567-177)へお願いします。

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について(感染急増時)」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3健第13328号
令和4年2月2日

各 部 局 長 様
教 育 長 様
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長 様
県 警 本 部 長 様

保 健 福 祉 部 長
〔 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 〕
〔 感 染 症 対 策 本 部 事 務 局 長 〕

新型コロナウイルス感染症に係る陽性者・濃厚接触者の職場復帰時等の取扱いについて（通知）

このことについて、令和4年1月31日の厚生労働省事務連絡により下記の事項が示されましたのでお知らせします。

つきましては、本通知に基づく対応の御協力をお願いするとともに、関係機関へ周知いただきますよう併せてお願いいたします。

特に、職場等で勤務を開始するにあたり、医療機関や保健所への各種証明（就業制限解除・陰性証明等）の請求及び問い合わせはお控えいただくようお願いします。

なお、各市町村には別途通知していることを申し添えます。

記

1 通知の概要

- (1) 保健所における就業制限の解除について、退院、または宿泊療養、自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこと。
- (2) 就業制限の解除について、職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要は無いこと。
- (3) 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要はないこと。

2 その他

濃厚接触者等の取扱いについては、まずは、以下の県庁ホームページをご覧くださいませようをお願いいたします。外部からの電話によるお問い合わせは、一般相談センター（0120-567-177）へお願いします。

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について（感染急増時）」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



（事務担当 感染症企画チーム 024-521-7872）